

久留米市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の木造住宅の耐震改修等により、震災に強いまちづくりに寄与するため、久留米市木造住宅耐震改修等事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 木造住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法（ツーバイフォー工法）で建築された木造の一戸建て住宅（併用住宅の場合は過半が住宅のもの）の階数が地階を除く2以下のものをいう。

(2) 耐震診断 日本建築防災協会（昭和48年1月5日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。）による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法の基準に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が建築物の地震に対する安全性を評価するもの

(3) 耐震改修等 次に掲げる工事をいう。

ア 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事

イ 省エネ改修工事 開口部や躯体等の断熱化工事及び設備の効率化により省エネ性能の向上を図るために改修する工事

ウ 建替え等に伴う除却工事 自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃借等により確保し、その木造住宅を除却する工事

(4) 代替住宅 建替え等に伴う除却工事を行う場合の移転先となる住宅

(5) 市内事業者 市内に本店、支店等の事業所を有する事業者または個人事業者

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、市長が特段の事情があると認める者を除く。

(1) 第4条に掲げる補助対象住宅の所有者、相続人又は所有者から同意を得た3親等以内の親族

(2) 交付決定前に、耐震改修等の契約や工事着手を行っていない者

(3) 市内事業者と耐震改修等の契約を予定している者

2 建替え等に伴う除却工事は、第6条の申請を行う日において居住しているものとする。

(補助対象住宅)

第4条 補助対象住宅は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築（昭和56年6月1日以降に増築等を行ったものを含む。）したもの。

(2) 耐震診断を実施した結果、耐震診断の上部構造評点が1.0未満であるもの。

(補助対象事業等)

第5条 補助対象事業は、次の各号に定めるものとする。

(1) 耐震改修工事及び省エネ改修工事を行う事業

(2) 建替え等に伴う除却工事を行う事業

2 前項1号において、耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行う必要がないものは、耐震改修工事のみを申請することができる。

3 補助対象事業に関する補助金の額等は、別表1に定めるものとする。

（補助金交付の申請等）

第6条 第3条に掲げる補助対象者で補助金交付の申請等を行う者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に別表2に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金交付の適否の決定）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請にかかる補助金の交付について、その内容を審査し当該年度の予算の範囲で適否を決定するものとする。

（決定の通知）

第8条 市長は、前条の規定により審査した結果、補助金の交付決定について、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に対し、速やかに通知するものとする。

（事業内容の変更に係る承認申請の添付書類）

第9条 規則12条第1項第2号の規定による事業内容の変更の承認を受ける場合は、その内容がわかる書類を添えて、市長に提出するものとする。

（事業の実績報告）

第10条 第8条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「受給決定者」という。）は、事業が完了したときは、補助金の交付決定のあった年度の1月末日までに速やかに、実績報告書（第3号様式）に別表3に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第11条 受給決定者は、補助金交付の請求をするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（書類の整理及び保存）

第 1 2 条 市長は、受給決定者に補助金の使途に関する領収書等の関係書類を整理させ、補助金交付決定を受けた年度終了後 5 年間保存させるものとする。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第 1 3 条 申請者は、第 6 条の補助金交付の申請等において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に、補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時に消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

2 申請者は、第 1 0 条の事業の実績報告を行うに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金の額から減額して報告するものとする。

3 申請者は、実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前 2 項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（第 5 号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、これを市に返還するものとする。

(1) 金額の根拠が分かる書類

(2) その他市長が特に必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

（木造住宅の補助金の額の特例）

2 平成 2 3 年 1 月 3 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの間に、市長が耐震改修工事の必要性を認め、採択したものについては、第 6

条第1項第1号の規定にかかわらず次の表に定める額とする。ただし、耐震改修工事に要する費用の額と延床面積に32,600円を乗じて得た額のいずれか低い額（以下「A」という。）の23.0パーセントに相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは1,000円未満を切り捨てた額）に300,000円を加えた額がAを超える場合は、Aとする。

Aの11.5パーセントに相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは1,000円未満を切り捨てた額） 額

(1) 200,000円以下の場合 Aの23.0パーセントに相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは1,000円未満を切り捨てた額）に300,000円を加えた額

(2) 200,000円を超え、250,000円以下の場合 Aの11.5パーセントに相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは1,000円未満を切り捨てた額）に500,000円を加えた額

(3) 250,000円を超える場合 750,000円

（木造住宅の補助金の額の特例）

3 平成23年10月1日から平成25年12月28日までの間に、補助金の交付の申請を行ったものに係る補助金の額は、第6条第1項第1号の規定にかかわらず、同号中「23.0パーセント」とあるのは「46.0パーセント」と、「500,000円」とあるのは「800,000円」とする。

附 則

この要綱は、平成23年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 （第 5 条 関 係）

補助対象事業	補助金の額	補助率	限度額
耐震改修工事及び省エネ改修工事を行う事業	耐震改修工事費 （補助金の額） 下記①、②の低い額に補助率を掛けた額とし、限度額を上限としたもの。 ① 耐震改修工事に要する経費 ② 補助金交付年度の国土交通省住宅局所管事業に係る 1 平方メートルあたりの耐震改修工事費の単価に延べ床面積を乗じて得た額	5 0 / 1 0 0	5 0 0 千円
	省エネ改修工事費 （補助対象経費） 省エネ改修工事に要する費用に補助率を掛けた額とし、限度額を上限としたもの。	2 5 / 1 0 0	1 5 0 千円
建替え等に伴う除却工事を行う事業	建替え等に伴う除却工事費 （補助金の額） 下記①、②の低い額に補助率を掛けた額とし、限度額を上限としたもの。 ① 建替え等に伴う除却	2 3 / 1 0 0	3 0 0 千円

	工事に要する費用 ② 補助金交付年度の国土交通省住宅局所管事業に係る 1 平方メートルあたりの耐震改修工事費の単価に、延べ床面積を乗じて得た額		
補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。			

別表 2（第 6 条関係）

交付申請書に添付すべき書類	
共通	(1) 補助対象住宅の所有者等の氏名が証明できるものの写し (2) 補助対象住宅の建築年月日及び構造、規模が証明できるものの写し (3) 補助対象住宅耐震診断結果報告書の写し (4) 補助対象住宅の現況写真 (5) 誓約書（第 4 号様式）
必要に応じて添付すべき書類	(6) 委任状（参考様式 1、申請者以外の者が申請手続きを行う場合に限る。） (7) 戸籍の写し（補助対象住宅の相続人又は所有者から同意を得た 3 親等以内の親族が申請者の場合に限る。） (8) 耐震改修等に対する同意書（参考様式 2、補助対象住宅の所有者から同意を得た 3 親等以内の親族が申請者の場合に限る。） (9) 法人の登記事項証明書の写し（申請者が法人

	の場合に限る。) (10) 役員名簿（規則第 14 号様式、申請者が法人の場合に限る。) (11) その他市長が必要と認める書類
耐震改修工事	(1) 耐震補強計画書の写し (2) 耐震改修工事に要する費用の見積書の写し
省エネ改修工事	(1) 省エネ改修工事に要する費用の見積書の写し (2) 省エネ改修工事の内容が確認できる資料
建替え等に伴う 除却工事	(1) 建替え等に伴う除却工事に要する費用の見積書の写し (2) 補助対象住宅に居住する者を確認できる書類で、第 6 条の申請を行う日において居住していることが分かるものの写し 既存の代替住宅に転居を行う場合 (1) 代替住宅の地震に対する安全性が証明できるものの写し

別表 3（第 10 条関係）

完了報告に添付すべき書類	
共通	(1) 申請工事に関する請負契約書の写し (2) 申請工事に関する必要経費を支払ったことが確認できる書類の写し (3) 利用者アンケート
耐震改修工事	(1) 工事監理・施工状況報告書 (2) 耐震補強後の耐震診断報告書の写し（申請時より変更がない場合は省略可能とする。） (3) 耐震補強の施工前、施工後が分かる写真
省エネ改修工事	(1) 省エネ改修工事の施工前、施工後が分かる写

	真
建替え等に伴う 除却工事	(1) 建替え等に伴う除却工事の施工前、施工後が分かる写真 既存の代替住宅に転居を行う場合 (1) 代替住宅に転居したことがわかる住民票の写し又は賃貸契約書の写し 新築する代替住宅に転居を行う予定の場合 (1) 代替住宅の新築工事の請負契約書の写し